

平成26年度 第2回香取市農業委員会総会議事録

平成26年5月22日

平成26年5月22日（木）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第6号 買受適格証明願について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第9 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
- 日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は38名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳

27番	飯	森	茂	28番	高	木	彌
29番	大	堀	潔	30番	高	木	重樹
31番	高	木	哲吉	32番	栗	林	利男
33番	菅	谷	晁	37番	宮	負	厚美
38番	菱	木	重雄	39番	小	倉	新一
40番	多	田	晃一	41番	大須賀	常	政
42番	三	橋	和男	43番	小	林	一男

1. 欠席委員5名、その氏名は下記のとおり

7番	石	橋	新一郎	18番	高	木	甚一
34番	伊	藤	寛	35番	椿		康弘
36番	本	宮	敏雄				

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	椎	名	正	志
農地班長	高	橋	重	正	主査	伊	能		弘
主査	伊	藤		健	主任主事	小	川	敦	弘

開会 午後 2時57分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、38名です。

欠席委員は、7番 石橋新一郎委員、18番 高木甚一委員、34番 伊藤 寛委員、35番 椿 康弘委員、36番 本宮敏雄委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、平成26年度第2回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、1番 伊藤太雄委員、43番 小林一男委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号2番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号3番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号4番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号5番、譲受人は親より贈与を受けるため所有権移転するものです。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 事前審査会の報告をいたします。

去る、5月14日、水曜日午後1時30分より市役所4階会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を申し上げます。

整理番号1番について、議席番号9番 宮増委員。

9番宮増委員 この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番について、18番 高木委員であります、本日欠席により、事務局より意見書の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の朗読説明をさせていただきます。

この申請は、譲受人が自作地に隣接した耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、21番 林委員。

21番林委員 現地調査等を行った結果、この申請は譲受人が農業経営の規模拡大を図るため申請地を譲り受けるものであり、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、30番 高木委員。

30番高木委員 この申請は、譲受人が自作地に近い耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、34番 伊藤委員であります、本日欠席により、事務局より意見書の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の朗読説明をさせていただきます。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番から8番までは関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で砂利採取用地の一時転用とのことであります。

譲受人は、砂利採取事業による期間延長に伴う計画変更であり、砂利採取計画変更認可も同時申請中とのことで他法令についてもクリアされておりますので問題ないと思われま

す。整理番号9番、転用を伴う所有権移転で資材置場兼駐車場用地とのことであります。

譲渡人は民事再生法を受けた土地であり、譲受人は近隣に事業を営んでいますが手狭となっていたため取得するものであります。

整理番号10番、11番は関連案件であります。

転用を伴う使用貸借権設定で、砂利採取用地の一時転用とのことであります。

譲受人は砂利採取事業による期間延長に伴う計画変更であり、砂利採取計画変更認可も同時申請中とのことで、他法令についてもクリアされておりますので、問題ないと思われま

す。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 事前審査会の結果を報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は11件であります。

整理番号1番から8番までは関連案件であります。

砂利採取による期間延長の計画変更であり、農地にも影響は見られないことから問題はな

いとの見地でありました。

また、その他の案件についても同様との意見でございました。

したがって、議案第2号については、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番ないし8番の8件について、1番 伊藤委員。

1番伊藤委員 整理番号1から8は関連案件であるため一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

平成10年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長であります。また整理番号7、8については、農振農用地となっており、一時転用とのことで、例外規定にあたり、3年を限度として転用が認められます。今回は1回目の計画変更であと2年間あります。各書類、計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、9番について、34番 伊藤委員であります。本日欠席により、事務局より意見書の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の朗読をさせていただきます。

この申請は議案第4号整理番号5と関連案件となっております。

申請地は〇〇〇〇を〇〇〇〇交差点より〇〇方面へ〇〇メートルほど向かった右側となっております。

当初申請人は、平成22年6月15日付けで、介護施設での許可を得ましたが、許可後業績不振により民事再生法を適用し、会社の再建に向け申請地を売却することとなったものです。

承継者は、近隣でプラスチックリサイクルを行っている会社で、申請地を資材置場用地として転用するものです。

造成工事は現況を利用し、砂利を敷き詰めるとのことです。雨水は、浸透池を設け処理するとのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番、11番の2件について、40番 多田委員。

40番多田委員 それでは、10番、11番は関連案件であるため一括して審査を行った結果を説明します。

平成22年から継続している砂利採取の事業を行っている期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、共同住宅用地とのことであります。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、共同住宅用地とのことであり、申請地は用途区域内の農地または生産性の

低い小集団の第2種農地と判断されます。

整理番号3番、専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、専用住宅用地とのことであります。

申請地は、都市計画用途区域の第1種住居地域に位置し、小集団の生産性の低い農地であり第3種農地と判断されます。

以上のことから、1番から4番の申請については、農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 それでは、事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は4件であります。

このうち、整理番号1番、2番については、現地調査を行いました。

審査結果について報告いたします。

整理番号1番、2番については、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番ないし2番の2件について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、利便性もよく賃貸業に適しており、安定した収入が見込めるため共同住宅を建築することです。

用水は水道、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流することです。雨水は宅地内処理とのことです。隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、生活環境が整っており、需要の見込みが大きいため共同住宅を建築するとのことです。

用水は水道、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。雨水は宅地内処理とのことで、隣接農地は自作地のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、併せてよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、3番について、21番 林委員。

21番林委員 この案件は既存住宅の建て替えの転用ですが、既存住宅の建設にあたり親が農地法をあまりよく知らなかったということで、畑の一部に建ててしましまして始末書の添付案件となっております。申請地は平成26年4月24日付けで転用除外となったものであります。

用水は井戸、雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流とのことです。雨水は宅地内処理と、隣接農地所有者からの同意もあり、資金計画、造成計画、事業計画すべての計画書がここにきちんと揃っております。特に問題ないと思われまので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、4番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 場所ですけれども、〇〇〇〇を〇〇方面へ向かいまして、今工事をやっている〇〇〇〇ですね、その手前、〇〇〇〇という〇〇がありますが、その手前を右に入った住宅地の中にあります。

申請者は現在、実家で親と同居していますが手狭なため住宅を建築するとのことです。

用水は水道、雑排水は下水道にて処理し、雨水は宅地内処理とのことです。隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成26年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが許可例外規定施行規則第36条1項の「隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地」に該当するものと考えられます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で専用住宅及び進入路用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う使用貸借権設定で共同住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で資材置場兼駐車場用地であります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号6番から9番までは関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で宅地分譲用地とのことでもあります。

申請地は、都市計画用途区域内の第1種住居地域に位置し、小集団の生産性の低い農地であり第3種農地であります。

整理番号10番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことでもあります。

申請地は、第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条1項の第4号に、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断されます。

以上のことから、1番から10番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えられます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 それでは、事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は10件であります。

このうち、整理番号3番、6番から9番については、現地調査を行いました。

審査結果について報告いたします。

整理番号3番、6番から9番については、実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、10番 加瀬委員。

10番加瀬委員 場所ですけれども、〇〇の次の信号、〇〇〇〇の所を北に〇〇メートル位行った所をさらに西に〇〇から〇〇メートル行った所にあります。

譲受人は、太陽光発電を行うことにより地球環境保全に貢献するため転用を行います。

また、隣接地の宅地と一体開発をするもので、第1種農地の例外規定にあたるため、問題のない案件です。

造成工事は行わず、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われる

ことから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 申請地は、小見川の〇〇〇〇のほぼ後ろ側に位置し、周辺は住宅地として開発が進んでいる地域であります。

現状は、不耕作地で雑地化している状況でございます。

譲受人は、現在〇〇で生活していますが、自宅及び敷地が県道拡幅により用地買収の対象箇所となっているため、この申請地へ住宅を建築するものであります。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後水路へ放流するとのことで土地改良区の同意書の添付もあります。雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしていることから、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、31番 高木委員。

31番高木委員 まず、場所でございますが〇〇〇〇と〇〇〇〇の間地点でございます。その道から市道を約〇〇メートル位入った所に申請地がございます。

その場所は、生活環境が整っており需要の見込みが大きいため共同住宅を建築するとのことです。

用水は水道、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。雨水は宅地内処理とのことです。現在申請地の一部に建物が建っているため始末書添付の案件となっております。隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 場所ではありますが、〇〇〇〇より〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ〇〇メートルほど行った所です。その右側であります。

譲受人は太陽光発電等を行う会社で、経営の安定化を図るため太陽光発電を行うとのこと

です。

造成工事は行わず、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番について、34番 伊藤委員であります、本日欠席により、事務局より意見書の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見書の朗読をさせていただきます。

この申請は、先ほど説明した議案第2号整理番号9と関連案件となっております。

譲受人は、近隣でプラスチックリサイクルを行っている会社で、以前より敷地が狭いため土地を探しており申請地を買い受けることができるため、資材置場用地として転用するものです。

造成工事は現況を利用し砂利を敷き詰めるとのことです。雨水は浸透池を設け処理をするとのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします、とのことです。

議 長 次に、6番ないし9番の4件について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 それでは、6番から9番までは関連案件でありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇の西側〇〇メートル位行った〇〇〇〇の〇〇〇〇の南側で、間に市道が通っていますが、その隣りでございます。

譲受人は、不動産業を営んでおり申請地は生活環境が整って需要の見込みが大きいため宅地分譲用地とするとのことです。

用水は水道、雑排水は下水道で放流し、雨水は宅地内処理とのことです。

隣接農地は譲渡人のもののため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 次に、10 番について、43 番 小林委員。

4 3 番小林委員 まず、場所でございますが申請地は、〇〇より〇〇〇〇を〇〇に向かい〇〇〇〇先、〇〇〇〇の信号を右折しますと旧佐原市の〇〇〇〇方面に向かいます。それを〇〇〇〇方面へ向かって〇〇キロ位先の右側でございます。

申請者が現在生活している住宅は、台風の被害により住居のすぐ手前まで敷地が崩壊してしまい居住できなくなったため、新たに住宅を建築するものです。申請地は平成 26 年 4 月 24 日付けで農用地区域から除外となったものでございます。

用水は水道、雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのことでございます。雨水は集水桝から道路側溝へ放流とのことです。隣接農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第 5 条第 1 項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 5 議案第 5 号

議 長 日程第 5 議案第 5 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成 26 年 5 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成 26 年度第 2 次農用地利用集積計画、1 番から 209 番までの設定であります。

貸借権の設定、新規 192 件、915,350.36 m²、このうち田が 905,036.36 m²、畑が 10,314 m²であります。

貸借権の再設定、15 件、78,185 m²、このうち田が 63,131 m²、畑が 15,054 m²であります。

使用貸借権の設定、新規 2 件、5,653 m²、このうち田が 2,194 m²、畑が 3,459 m²であります。

以上、209 件の第 2 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第 5 号 3 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 3 番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 3 番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第 5 号 68 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 68番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 68番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く207件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く207件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の2件を除く207件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情

が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成26年5月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、足立税務署が行う公売による買受適格証明願です。

公売の方法は、期間入札で平成26年5月19日から同月27日であります。

整理番号2番から7番までは、関連案件であります。

千葉東税務署が行う公売による買受適格証明願です。

公売の方法は、期日入札で平成26年5月27日であります。

申請者の農業経営規模拡大による買受願であり、売却決定を受けたとき、農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第5班班長 高木 彌委員。

28番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

買受適格証明願の案件は7件であります。

案件については、写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果を報告いたします。

整理番号1番については、足立税務署が行う公売によるものであり問題はないとの意見でありました。

整理番号2番から7番までは関連案件であります。千葉東税務署が行う公売によるものであり問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第6号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、10番 加瀬委員。

10番加瀬委員 この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、公売に参加するための買受適格証明願であります。

申請地は、自作地に隣接した耕作利便の農地であり、近くに居住する申請者にとって通作も容易でありますので、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も、すべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、2番ないし7番の6件について、26番 星越委員。

26番星越委員 整理番号2番から7番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請人が規模拡大を図るため、公売による適格証明願及び3条許可申請願で、公売による買受後は、取得要件を満たしており証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐藤委員。

20番佐藤委員 少しお伺いしたいことがありまして、この2番から7番までの、この場所です、どのような状況なのか。たとえば、畑とありますけれども、すごく荒れて、当然これは公売に出すわけですから荒れている状況だと思っておりますが、どのような場所なのかと、このように思いまして、それだけをお伺いしたいので、お願ひいたします。

事務局農地班長 それでは、ただいまの質問ですが現地の方を確認しましたところ、現地は更地でありまして、きれいな畑となっておりまして、この案件が2番から7番と飛んでございまして、やはりこの場所、場所全部飛んでいます。一部に関しては植木畑となっているような土地もあります。

20番佐藤委員 わかりました。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は、買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人となり、売却決定を受けた者から農地法第 3 条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第 7 報告第 1 号から報告第 4 号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成 26 年 5 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、1 件であります。

報告第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第 18 条第 6 項および農地法施行規則第 68 条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成 26 年 5 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、127 件であります。

報告第 3 号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第 53 条の規程に該当したので報告する。平成 26 年 5 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2 件であります。

報告第 4 号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので報告する。平成 26 年 5 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3 件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時53分